

令和6年第11回日高市農業委員会議事録

開催月日		令和6年11月25日(月)				
開催場所		日高市役所 301会議室				
開催時刻		午後1時30分				
閉会時刻		午後2時50分				
議長		福井 一洋				
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	吉原 一雄	出席	8	福嶋 輝幸	出席
	2	道谷 淳史	出席	9	清水 典子	出席
	3	瀬良 早苗	出席	10	松田 浩幸	出席
	4	島村 実	出席	11	鳴河 のり子	出席
	5	金子 純子	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	横田 拓也	出席	13	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	欠席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	今野 利弘	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 稲垣 衛 主幹 大森 充浩 主査 小峰 賢一
傍聴人	なし
議 事	
日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第4	議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5	議案第38号 農用地利用集積計画(案)の決定について
日程第6	議案第39号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について
日程第7	専決処分について
そ の 他	

議長	これより、議事に入ります。
日程第1 議事録署名委員の指名	
農業委員会会議規則第14条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、7番、8番 お願いします。	
日程第2 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について	
議案第35号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。本件担当の11番より、申請地の状況について説明をお願いします。	
11 番	〇月〇日に現地確認へ行ってきました。申請地は、〇〇地内で案内図を見ていただくと、〇〇の東側になります。道路を北に行くと〇〇へ通じる道路となります。申請地の近くに〇〇というそば屋があります。現地は、草が多少生えていましたが保全管理されていました。
議長 事務局	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
	譲渡人より耕作出来ない農地があると相談を受け、売買の話がまとまったことで今回の申請となりました。譲受人は、〇〇として働きながら市内で露地野菜、稲作等を栽培している兼業農家です。譲渡人より農地を買受け農業規模の拡大をしたいとのことです。申請地については、ネギの栽培地として利用するとのことです。経営面積は、5,506㎡となります。農業従事日数は150日、譲受人の家族も60日従事しており、トラクター3台、耕運機3台、田植え機1台、コンバイン1台等耕作機械を所有しています。
議長	ただいま、11番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委員 議長	ありません。
	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。
委員 議長	異議なし。
	異議なしと認めます。本件は許可と決しました。
日程第3 議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について	
議案第36号農地法第4条の規定による許可申請について審議に入ります。本案件の1番と次の議案第37号の2番は関連がございますので、一括審議でよろしいでしょうか。	
委員 議長	はい。
	それでは、1番と次の議案第37号の2番を一括審議とします。本件担当の6番より、申請地の状況について説明をお願いします。
6 番	昨日、現地確認をしてきました。申請地は〇〇地内で、きれいに整地されている状態でした。
議長 事務局	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
	申請人は、市内で〇〇を営む〇〇法人です。〇〇の物置及び〇〇の増築に伴う農地転用を計画していたところ、〇〇地として使用していた土地の一部と駐車

		場として使用している地目が農地ということが判明しました。そのため、建物及び駐車場を農地に是正をして、駐車場用地及び〇〇の物置及び〇〇の増築として今回の申請に至ったものです。また申請地の農地区分は２種農地となり、必要性及び計画目的について妥当であると思われます。
	議 長	ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。
	委 員	ありません。
	議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法４条第２項各号及び農地法第５条第２各号に該当しないため許可相当で異議ございませんか。
	委 員	異議なし。
	議 長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
		日程第４ 議案第37号 農地法第５条の規定による許可申請について
		議案第37号農地法第５条の規定による許可申請について審議に入ります。それでは、本件担当の福嶋 輝幸委員より、申請地の状況について説明をお願いします。
	8 番	申請地は〇〇地内で、〇〇北側の都市計画道路を東へ突当りの信号までいった交差点の南側の宅地になります。周囲を畑に囲まれているような状況でした。
	議 長	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
	事 務 局	申請人は、令和〇年に住宅地を取得し、リフォームして生活しています。本来建築確認を取得するには、2m以上の接道が必要ですが、現在 1.95mと満たしていないため、隣接農地の所有者に相談したところ敷地拡張に必要な用地を譲渡していただけると話がまとまり、今回の申請となりました。案内図で確認すると住宅を囲むように申請地が表示されていますが、一部宅地がはみ出しているように見えます。これは、宅地のブロック塀が一部農地にはみ出しており、今回の申請でこれも取り壊し是正するとのこと。申請地の農地区分は１種農地となり、例外規定で、拡張面積は敷地の 1 / 2 以内の面積のため、計画目的について妥当であると思われます。
	議 長	ただいま、8 番及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。
	委 員	ありません。
	議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第５条第２項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
	委 員	異議なし。
	議 長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
		続いて３番の審議に入ります。本件担当の 松田 浩幸委員より、申請地の状況について説明をお願いします。
	10 番	〇日に現地を確認して参りました。申請地は〇〇地内、県道〇〇線から〇〇の

議 長 事 務 局	入口を北へ〇mほど入った左側になります。現地は多少の草が生えている状況でした。
	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
	譲受人は、それぞれ、〇〇市と〇〇町に住んでいます。近く結婚することが決まり、一緒に住みたいと住宅の建築を計画しました。妻は〇〇で〇〇をしており、夫の実家も〇〇市で申請地に車で〇分程度と近いこと、また。将来子供を育てるにあたり、小中学校も近く自然環境も豊で日当たりもいいことから、購入の希望に至ったものです。当該地域は、都市計画法上で地縁を有さなくても住宅が建築できる場所となります。申請地の農地区分は２種農地となり、計画目的について妥当であると思われます。
議 長	ただいま、10 番及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。
委 員 議 長	ありません。
	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委 員 議 長	異議なし。
	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
議 長 事 務 局	日程第 5 議案第38号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条 1 項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について
	議案第38号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条 1 項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について審議に入ります。
	議事参与の制限により、委員は退室願います。
	(委員退室。)
	事務局より申請地の状況及び申請人の状況について説明をお願いします。
	申請地は、〇〇地内、〇〇を〇〇方面から北へ向かい〇〇の手前信号を北に市道へ入り、〇〇へ向かう五差路の交差点を北へ 10m 進んだ右側の農地です。現地は、きれいに管理はされていました。続いて申請人の状況について、説明します。申請人は、市内で、カブ、白菜、落花生等を大規模に栽培し家族〇人で営んでいる農業法人であります。申請地については、露地野菜の栽培地として利用するものです。法人の経営面積は、20, 980 ㎡となります。農業従事日数は 250 日、譲受人の家族も 200 日従事しており、トラクター 3 台、耕運機等耕作機械所有しています。農地を集積して経営拡大を目的としています。
議 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委 員 議 長	ありません。
	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項に基づく各要件を満たしており原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。

議 長	異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。 委員は、入室してください。 (委員入室。)
議 長 8 番	続いて議案 2 に入ります。本件担当の福嶋 輝幸委員より申請地の状況について説明をお願いします。 申請地は〇〇地内で、筆数が多いのですが、全ての農地を〇〇が借受けきれいに管理されています。資料の案内図に従い説明いたします。案内図利2-1は、左上の道路が県道〇〇線で、もう少し北に行くと〇〇市との境になります。申請地は、県道の南側で全てきれいに管理されていました。続きまして、案内図利2-2こちら県道〇〇線がありますが、もう少し右に行くと〇〇の交差点となります。申請地は、県道の北側になります。現地はきれいに管理されていました。次は、案内図利2-3県道〇〇線の一番東側、〇〇市との境の場所、〇〇を南に入り50mほど進んだ右側が申請地となります。きれいに管理されてました。次は、案内図2-4県道〇〇線が左上にあります。〇〇の拠点県道沿いにあります。申請地はその東側になります。きれいに管理されていました。次は、案内図利2-5右下の道路が〇〇北側の道路です。〇〇を北へ入った左側です。申請地は3筆あります。きれいに管理されていました。次に利2-6は、県道〇〇線〇〇の交差点を南に入って直ぐ左折して300mほど進んだ左側が申請地となります。きれいに管理されていました。次に利2-7は県道〇〇線の〇〇の交差点を北に向かい〇〇市の〇〇の交差点を右折して300mほど進んだ右側になります。申請地はきれいに管理されていました。
議 長 事 務 局	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 当該申請は、農地中間管理事業に基づく利用集積であり、農地中間管理機構(埼玉県農林公社)が所有者から利用権の設定を受けて、その後、担い手へ貸付を行うものであります申請は平成〇年に設定されたものであり、今回は設定期間満了に伴う更新を行うものです。貸付をする担い手につきましては、日程第 6 議案 39 号にて審議となります。 場所はすべて〇〇地区内になり、所有者 16 名、筆数 32 筆、面積 31,510.57 m² となります。まずは、農地中間管理機構への利用権設定の更新につきまして、ご審議をお願いいたします。
議 長 委 員	ただいま、8 番及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。 先日、実施された地域計画に関する協議の場でも意見が出たのですが、利用権設定で複数筆の土地を集約して借りる場合に、所有者が複数人となり、境界杭の管理が必要となります。農地を返還する際に境界杭が紛失してしまった場合、耕作者と所有者のどちらが境界杭の復元費用を負担しなければならないか、耕作者は、大型耕作機械で耕作する場合に杭を巻き込んで紛失してしまう恐れもあり、杭の復元費用を負担しなければならないと借りることをためらうことがある。行政などで杭の復元費用の負担をするなど制度があればいいと意見がありました。

事務局	先ず利用権設定の契約前に、借受人及び所有者の立ち合いのもと境界杭の確認を行います。そこで、境界があれば管理を依頼し、ない場合には復元するのか、そのまま使用し返還時も復元しなくてよいのか等お互い確認が必要となります。また、境界杭の復元に行政で費用を負担する等の補助金や制度はありません。ご意見として承ります。
議長 委員 議長	他に質疑等ありますか。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項に基づく各要件を満たしており原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。
委員 議長	異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。
事務局	日程第6 議案第39号 農業中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積促進計画(案)の決定について 議案第39号農業中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積促進計画(案)の決定について審議に入ります。 本件について、事務局より説明をお願いします。 先程、承認を受けました農地中間管理機構が利用権設定を受けた農地につきまして、貸付をする担い手が議案の借受け希望者となります。促進計画は、農地中間管理機構が借受けた農地について、その農地を借りたいと希望を申し出た者に計画するものであります。法律に基づき農地中間管理機構が希望者へ集積等する促進計画について、農業委員会に意見を求めるものであります。借受人の〇〇は、全国で21か所の農場を開設し、日高市では平成〇年から農業を開設され、現在約16haの農地を借り受けて、レタス等の野菜を栽培しています。現在、オーガニックの野菜等に力をいれているとのことであります。農地利利用集積等推進計画につきまして、計画内容のとおりでよろしいか、ご審議をお願いいたします。
議長	ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑または、意見がありましたらお願いします。
委員 議長	ありません。 質疑なしと認めます。お諮りします。今回の計画について、「意見なし」ということでよろしいでしょうか。
委員 議長	異議なし 異議なしと認めます。本件について「意見なし」で回答します。
委員	日程第7 「専決処分の報告」について 日程第7「専決処分の報告」について、農地法第4条第1項第7号が1件、農地法第5条第1項第6号が4件あります。質疑がありましたらお願いします。 ありません。

議 長

以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。